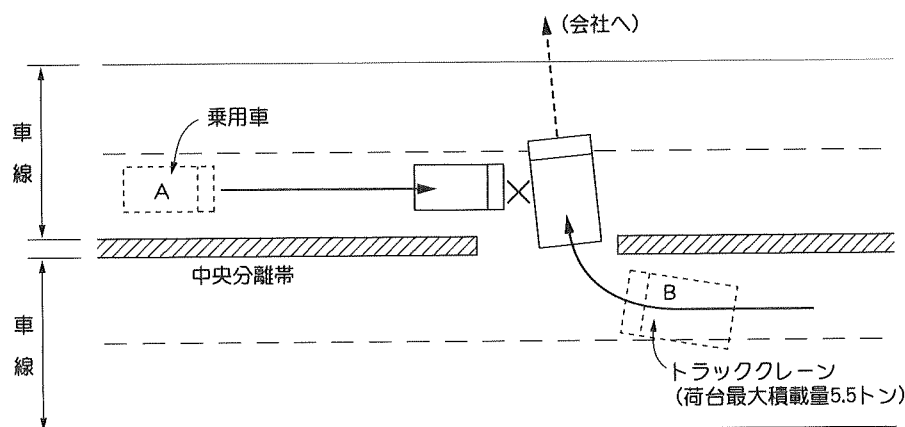


事例 1

制限速度オーバーの乗用車が右折中のトラッククレーンに衝突

発生日時	7月某日午前9時40分頃	天候	晴
道路状況	片側2車線の直線道路（県道）、中央分離帯の切れた箇所、路面乾燥、制限速度60km/h		
事故災害の内容・程度	乗用車の乗員3名中1名が死亡、2名が負傷した。トラッククレーンの運転者に怪我はなかった。		

見取図



発生状況

工場内で負傷した労働者を乗用車で病院に搬送中、右折しようとしたトラッククレーンの側面部分に衝突したものの。

- ・ 乗用車の速度……80km/h（±10km/h）
- ・ トラッククレーンの速度……停止状態から加速途中
- ・ シートベルト……乗用車の後部座席の2名未着用（内1名死亡）

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 乗用車側
 - ① 急ぐあまりスピードを出し過ぎていたこと。
 - ② シートベルトの未着用があったこと。
- 2 トラッククレーン側
 - ① 対向車等の状況を十分確認していなかったこと。

災害防止対策

- 1 乗用車側
 - ① 安全速度での走行を励行すること。
 - ② 後部座席であっても、シートベルトを着用させるようにすること。
- 2 トラッククレーン側
 - ① 進路変更や車線変更する場合は、対向車等の状況を十分確認するとともに、無理な進入や割り込みは行わないこと。
 - ② 車両の往来が多い時間帯は、信号のない箇所における右折を避けるよう運行計画を決定、周知すること。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…労働災害と交通労働災害、交通事故〕

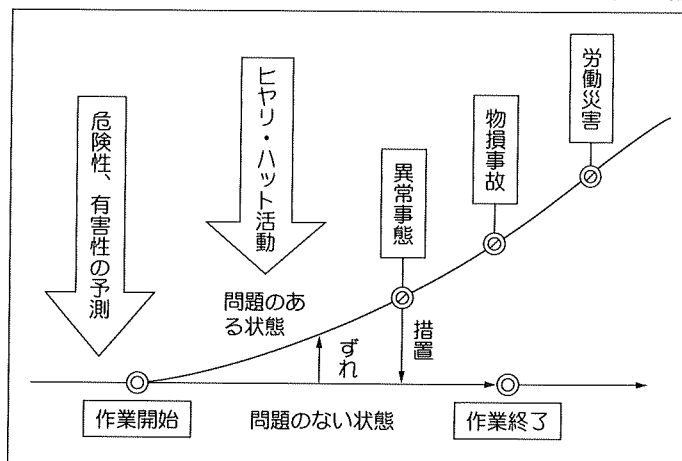
- ◎ この事例では、工場内で被災した労災負傷者を搬送中の交通事故である。
そこで、ここでは、労災事故とのかかわりで、交通事故を考えてみたい。

1 労働災害とその予防について

- 労働災害について、労働安全衛生法は
『労働者の就業にかかる建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、症病にかかり、又は死亡することをいう。』
としている（第2条第1号）。
- このことを、労働災害発生の諸要素と関連づけて見ると次のようになる。

誰が	何が原因で	どうなったか
労働者が	就業中の ① 物、環境等の不安全な状態が原因で ② 人の不安全な行動が原因で ③ 管理の不徹底が原因で	① 負傷したり、疾病にかかる ② 死亡する

- 通常、この災害の原因要素が複合した形で複雑にからみあいながら、次のような過程を経て労働災害に結びついていく。
 - 作業を行っていく中で、災害の前兆である様々な「問題ある状態」が発生するが、そうした時には、その都度「ヒヤリ・ハット活動」等によって、この「問題のない状態とのずれ」をなくして、労働災害を予防していくことが求められる。
 - そのためには、「問題を発見できる目」を育てていくことが大切であり、まず、これまでに起きた労働災害に学ぶことから始めなければならない。
 - 過去の災害を教訓とするということは、同種の災害を再び起こさないということであり、ヒヤリ・ハット活動等の活動実績を蓄積していけば、ついには災害発生をみていなくとも、その危険性を予測して、予め手を打てる（先取りの安全）ようなところまで、活動の水準を高めていくことができる。
- したがって、災害事例研究は、そうした活動の出発点となるものといえる。



2 交通労働災害と交通事故について

- 交通労働災害について、交通労働災害防止のためのガイドライン（平成6年2月18日付基発83号労働省労働基準局長通達 P.78参照）では、ガイドラインの対象となる交通労働災害を『道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車の交通事故による労働災害とする。』
としている（同ガイドライン第1 目的等）
- したがって、我々が対象とする交通労働災害が、交通事故によって引き起こされた労働災害であることがわかりいただけると思う。

- ◎ この事例は、トラッククレーン側には、人的被害はなかったが、労災受傷者が重ねて交通事故で被災し、また、業務の一環として同労災受傷者を病院に搬送中の同僚も被災した典型的な交通労働災害の事例である。

関係者は、是非これを教訓として、再発防止のための対策をとっていただきたい。